

社会福祉法人清流会役員、評議員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清流会の役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員の報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員には、理事会・評議員会による出席に要する費用を弁償する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても費用弁償はこれを支払わない。

2 役員及び評議員が理事会・評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたる場合は費用を弁償する。

3 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

4 施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(費用弁償の額)

第4条 費用弁償の額は、利用する交通手段の種類にかかわらず1回につき5,000円とする。

(支給日)

第5条 費用弁償の支給日は第3条による支払い事由の発生した日とする。

(改廃)

第7条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成 8年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 3月15日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月14日から施行する。